

第3期千葉県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画中間評価報告書策定業務委託仕様書

1 業務名

第3期千葉県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画中間評価報告書策定業務委託

2 目的

第3期千葉県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）（以下「データヘルス計画」という）中間評価実施のため、報告書の作成を行う。

3 業務内容

千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という）は受託者（以下「乙」という）にデータを提供する。乙は提供されたデータから、国が示す「高齢者の保健事業の実施計画（データヘルス計画）の中間評価に向けた手引き」等（以下「手引き」という）に準拠し、甲のデータヘルス計画の中間評価を行うための医療費分析等を行い、中間報告書及びその概要版（リーフレット）を作成のうえ、電子記録媒体及び冊子により甲及び甲の指定する場所へ提供するものとする。

4 提供データについて

(1)甲から乙に提供するデータについては下記のとおりとする。

- ①レセプト（医科、歯科、DPC、調剤）
- ②健康診査・歯科口腔健康診査
- ③KDB
- ④一体的実施事業に関するもの、一体的実施・KDB活用支援ツールデータ（共通評価指標）
- ⑤被保険者
- ⑥第3期データヘルス計画中間評価実施に際し必要なもの

(2)各データは電子記録媒体により提供するものとする。

(3)詳細な提供データ形式及び提供範囲は甲乙協議し定めるものとする。

5 医療費分析の内容

乙は甲より受領したデータ及び公的機関の公開する情報を活用し、国の示す手引きに準拠し、次の分析結果を作成する。

- (1) 手引きに示される様式の作成に要するもの
- (2) 第3期データヘルス計画【資料編】において分析されているもの

- (3) 第3期データヘルス計画策定後に変更になった項目に関するもの
- (4) 第3期データヘルス計画中間評価の実施に際し、必要となる項目に関するもの

6 現状の分析及び評価

乙は5の分析結果及び現行計画の取組状況などを整理し、課題の抽出を行うとともに、評価を行うものとする。

7 作成物の様式及び納品方法

乙は以下を甲に納品する。

- ・医療費統計データ

医療費分析によって得られた統計資料、分析結果を表やグラフなど加工が可能な

Microsoft Excel で作成した電子ファイル 電子記録媒体 1部

※作成中の分析結果資料については、甲乙協議のうえ随時納品

- ・中間評価報告書 PDF ファイル 電子記録媒体 1部

- ・中間評価報告書の内容を反映した第3期データヘルス計画概要版（リーフレット）

PDF ファイル 電子記録媒体 1部

- ・冊子 200部

※冊子については、甲の指定する場所へ郵送等により送付する。

- ・納入期限：令和9年3月26日

8 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする

9 契約金額の支払方法

乙は、甲の規定による検査に合格したとき、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

甲は、乙の支払い請求があったとき、その日から30日以内に支払う。

10 遵守事項等

乙は、業務の遂行にあたり、次に掲げる法令及び事項を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(4) 千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

- (5) 提供した情報は当業務の遂行のみに使用し、他者への提供や他の業務に使用しないこと。
- (6) 提供した情報は契約満了時に、復元不可能な形で破棄すること。
- (7) 契約書、仕様書及び関連資料等に記載のない事項が発生した場合は、甲に報告するとともに、協議の上、甲の指示に従い対応すること。

11 契約締結後のスケジュール（予定）

- 令和8年6月 : 提供データ協議
甲から乙へのデータ提供
- 令和8年8月 : 乙から甲へ分析結果の納品
データヘルス計画中間評価報告書（素案）作成
※以後、データの修正がある場合は適時行う
- 令和8年9月 : データヘルス計画中間評価報告書（原案）作成
※以後、修正がある場合は随時行う
- 令和9年1月 : データヘルス計画中間評価報告書（最終案）
- 令和9年2月 : データヘルス計画中間評価報告書策定完了
- 令和9年3月 : 電子データ・冊子納品及び配送